

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日（祝日は除く）、 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人） ※同一年度内で2回利用可（同一案件での2回利用はできません）。
	第1・3水曜日（祝日は除く）、 午後1時～4時	金剛連絡所2階	
市民相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可（内線182、184）
	毎週水曜日（祝日は除く）、 午後1時～4時	金剛連絡所1階	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	19(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可（内線182）
司法書士相談	17(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
人権なんでも相談	27(金)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、人権擁護委員による相談、 問い合わせ（内線471）
女性の悩み相談	①3(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②12(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③21(土)、午前9時30分～11時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	電話相談も可、要予約（内線472）、女性カウンセラー による相談、定員は①は5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時	—	電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談
保育士による育児相談	第2・4月曜日（祝日は除く）、 午後1時～3時	レインボーホール （市民会館）2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可（内線204） ※23(月)～、市役所4階に移転。
家庭児童相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	電話相談も可（内線206～208、289） ※23(月)～、市役所4階に移転。
発達相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可（内線209） ※23(月)～、市役所4階に移転。
子育て相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについて の相談 ※栄養相談は日時が決まっています。
福祉なんでも相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所2階 23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による福祉に関する あらゆる相談 ※23番窓口は23(月)～、市役所4階に移転。
自立支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口、金剛 連絡所2階	電話相談も可（内線274） ※23番窓口は23(月)～、市役所4階に移転。
市民公益活動相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	5(木)、11/6(月)、午後1時～3時	すばるホール4階農業委員会	事前予約も可（内線431）
商工相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	11(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～正午、午後1時～4時	市消費生活センター （市役所1階市民相談室横）	電話相談のみ（内線186、188）、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	市就労支援センター （人権文化センター内）	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	24(火)、午後1時30分～4時	市役所1階市民相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートス テーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション（常盤町3 の17の501）【☎(26)9441】
労働相談	12(木)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、社会保険労務士による相談 ※予約優先（相談日の1週間前までの予約により通訳付き の労働相談も可）。 問い合わせ（内線481）
チャイルドライン	毎日、午後4時～9時	チャイルドライン支援セン ター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います 【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。
若者お悩み相談	祝日を除く毎日、 午後5時30分～午後8時	トピック(さらめき創造館)	月～金曜日、午後5時30分～、土・日曜日の終日は、ロビ ースタッフによる相談
ひきこもり相談	26(木)、午後1時～2時30分、午後2時30分～4時	トピック(さらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる 相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可（内線363、364） ※10(火)～、市役所4階に移転。
こころの電話相談	毎週水曜日（祝日は除く）、 午前10時～午後3時30分	—	電話相談のみ【☎(25)8264】

保健医療

子育て

相談

くらし

ゆとり

①=とき、場=ところ、内=内容、対=対象者、定=定員、費=費用、持=持ち物、申=申し込み、問=問い合わせ

保健医療

子育て

相談

生活

福祉



講座・催し

健康体操～体力UP！音楽に乗せて♪～【後期】

①11月4日～令和6年3月27日の、①水曜日の部＝午後1時30分～3時、②土曜日の部＝午前10時～11時30分 ※いずれも月3回、全15回。

場総合福祉会館

市内在住で60歳以上の人、ひとり親家庭の親と子、障がい者手帳を有する人

定各35人 費無料

申①は10月11日(水)～、②は12日(木)～、いずれも午前10時～、電話で、総合福祉会館へ(申し込み先着順)

※①②の重複受講はできません。
※健康体操【前期】を受講した人は【後期】の受講はできません。

もしも…に備える人生会議

①10月26日(水)、午後1時30分～3時
場済生会富田林病院(向陽台一丁目3の36)

人生のもしもの時の意思決定について、病院での取り組みや制度・ツールを学ぶ

定100人 費無料

申10月6日(金)～24日(火)に、高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順)

※右図からも申し込み可。



ヤングケアラーを地域で見守る

ヤングケアラーについて学び、見守り合うまちづくりをめざします。

①11月22日(水)、午後2時～4時(受け付けは午後1時30分～)

場すばるホール 定250人

費無料(別途駐車料金実費)

講師 辻由起子さん(内閣官房子ども政策参与・大阪府子ども家庭サポーター)

申10月23日(月)～11月15日(水)に、市社会福祉協議会【☎(25)8200】へ(申し込み先着順)

介護面接会&説明会

①11月15日(水)、午後2時～4時(受け付けは午後3時45分まで)

場ハローワーク河内長野(河内長野市昭栄町7の2)

参加企業 3社予定

定24人 費無料

履履歴書(複数の企業を面接される人は複数枚ご用意ください)

※ハローワークカードまたは受付票をお持ちの人は持参してください。

申10月10日(火)～、ハローワーク河内長野【☎(53)3081】へ(申し込み先着順)

健康・運動教室 「40代からの貯骨・貯筋」

①11月10日(金)、17日(金)、12月1日(金)、15日(金)、令和6年1月19日(金)、午後1時45分～3時30分(全5回)

場保健センター

同センターでの運動教室に参加したことがない人で、医療機関でのリハビリや、介護認定を受けていない40歳～74歳の人

定10人 費無料

動きやすい服装・靴、タオル、飲み物

申10月6日(金)～、保健センター【☎(28)5520】へ(申し込み先着順)

※右図からも申し込み可。



整形外科医監修のロコトレ 体操教室

①11月6日(月)、②13日(月)、③27日(月)、④12月4日(月)、⑤11日(月)、①⑤は午後1時30分～3時、②～④は午後1時30分～2時30分(全5回)

場市役所

市内在住でおおむね65歳以上の人

定40人 費無料

タオル、飲み物、筆記用具

申10月6日(金)～、高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順)

※右図からも申し込み可。



おれんじパートナー交流会

①10月25日(水)、午後1時30分～3時
場かがりの郷講座室1

認知症ケアの情報交換、介護経験者の体験談

定18人(当日直接会場へ) 費100円

申井尻さん【☎090(3996)0071】



3B体操～運動が苦手な人でも大丈夫！～【後期】

①11月14日～令和6年3月26日の第2・4火曜日、午前10時～11時30分(全10回)
場総合福祉会館

市内在住で60歳以上の人、ひとり親家庭の親と子、障がい者手帳を有する人 定20人 費無料

申10月12日(木)、午前10時～、電話で、総合福祉会館へ(申し込み先着順)

※3B体操【前期】を受講した人は【後期】の受講はできません。



相談

登記無料相談

①10月24日(火)、午後1時～4時
場市役所

土地家屋調査士と司法書士による相続、贈与、遺言、売買、会社設立、土地の分筆・地積更正登記など登記に関するあらゆる相談 定6人

申10月6日(金)～、都市魅力課(内線182)へ(申し込み先着順)

不動産に関する無料相談

住宅購入や賃貸契約など不動産を安全に取引するための事前相談を実施します。

①11月2日(木)、午後1時～4時

場市役所 定6人(1人につき30分)

申10月6日(金)～11月1日(水)(土・日曜日・祝日を除く午前9時～午後4時)に、電話で、大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部【☎072(958)3005】へ(申し込み先着順)

重度障がい者医療証が (ウグイス色) に変更

現在、「重度障がい者医療証」(オレンジ色)をお持ちの人は、10月31日(火)で有効期限が切れます。

引き続き該当する人には、新しい医療証(ウグイス色)を10月末までに郵送します。届かない場合や初めて申請される人は、お問い合わせください。

また、同医療証をお持ちの人で健康保険証や住所などに変更のある人は速やかに届け出てください。

※重度障がい者医療費助成制度の所得判定の基礎となる年度が令和5年度(令和4年中所得)に変わります。問福祉医療課(内線163、164)

上下水道

水道料金にインボイス制度適用

消費税の申告が必要な人へ

本市では、検針時に投函もしくは郵送している「水道使用量のお知らせ」を適格請求書(インボイス)としますので、大切に保管してください。

また、同制度の開始により、消費税の端数計算の方法が変わります。令和5年10月以降の金額は今月号折り込みの上下水道料金表をご覧ください。

問上下水道総務課(内線218)

教育

就学援助(入学準備費)の 入学前支給のお知らせ

来春の小学校入学予定者の保護者を対象に、就学援助(入学準備費)の入学前支給を実施します。詳しい案内を、10月中旬に郵送する「就学時健康診断のお知らせ」に同封しますので、ご確認ください。

問教育指導室(内線364)

就学時健康診断を実施

来春の小学校入学予定者の健康状態を把握し、保健上必要な助言を行うため、健康診断を実施します。

とき	学校名	電話番号
11月2日(木)	新堂小学校	(24)3102
	高辺台小学校	(29)1403
9日(木)	彼方小学校	(34)3105
	錦郡小学校	(24)3106
	東条小学校	(34)3108
	寺池台小学校	(29)1477
	伏山台小学校	(28)4106
	喜志西小学校	(25)7380
14日(火)	藤沢台小学校	(28)3771
15日(水)	富田林小学校	(24)3101
17日(金)	川西小学校	(24)3107
29日(水)	大伴小学校	(24)3104
30日(木)	喜志小学校	(24)3103
	久野喜台小学校	(29)1450
	向陽台小学校	(29)1226

受付時間 「就学時健康診断のお知らせ」に記載

対平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの子ども

対「就学時健康診断のお知らせ」の通知書、上靴、母子健康手帳、下靴を入れる袋

問各小学校または教育指導室(内線362)

講座・催し

ひきこもりシンポジウム ～ひきこもりから社会参加への道 家族・社会にできること～

◎11月22日(水)、午後1時～3時30分
場Topic(きらめき創造館)

対ひきこもり当事者、その家族、支援者など

対50人 料無料

講師 日花 睦子さん(NPO法人大阪虹の会)

対11月7日(火)～、メールに、講座名、住所、氏名、電話番号を明記し、生涯学習課【☎(26)8056・✉s-gaku@city.tondabayashi.lg.jp】へ(申し込み多数の場合抽選)

チャイルドライン「電話の受け手ボランティア養成講座」

◎10月21日(土)、28日(土)、11月11日(土)、18日(土)、12月2日(土)、おむね午前10時～午後3時(全9回)
※1日に2～3講座あります。

場人権文化センター

対20人 料6000円(学生3000円)
※1講座ずつの参加も可、1講座1000円。

対10月18日(水)までに、メールに、住所、氏名、電話番号、参加回数を記入し、NPO法人チャイルドラインとんだばやし【✉childline.tondabayashi@gmail.com・☎080(1415)3699】へ(申し込み多数の場合抽選)

ひきこもり家族交流会

◎10月18日(水)、午後1時～3時
場トピックス(きらめき創造館)3階スタディールーム1

対ひきこもり当事者を家族に持つ人
対20人(当日直接会場へ) 料無料
※NPO法人南河内プラッツ、結空間の相談員が対応します。

問生涯学習課【☎(26)8056】

更年期を快適に過ごすための講座

ヨガよりゆるいセルフケアと女性同士のおしゃべりで更年期を乗り越えてみませんか。

◎11月22日(水)、29日(水)、12月6日(水)、13日(水)、午前10時～11時30分(全4回) 場中央公民館

対11月22日(水)時点で60歳以下の女性
対15人 料無料

持動きやすい服装、飲み物、タオル、バスタオルなど

対11月7日(火)(必着)までに来館、またははがきに講座名、参加者の住所、氏名(ふりがな)、電話番号、年齢を記入し、〒584-0093本町16の28 中央公民館へ(申し込み多数の場合抽選)

保健医療

子育て

相談

生活

福祉



税

今月は市・府民税の第3期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を！

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・PayPay・LINE Pay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・楽天ペイ・モバイルレジ（インターネットバンキングによる支払い）などで納付期限までに納めてください。

口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金融連絡所で手続きをすることもできます（ペイジー口座振替受付サービス）。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課（内線122）へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税 (種別割)
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期 9月	第3期 10月	
第4期 12月	第4期 1月	



国民年金

国民年金保険料が前納で割引に

今年度の下半期分(10月～令和6年3月分)の保険料を10月31日(火)までに前納すると、保険料が割り引きされます。また、保険料の一部が免除承認されている人も、納付すべき一部の保険料を前納することにより割り引きされます。

	毎月納付の納付額(6カ月分)	下半期の前納額(6カ月分)	割引額
定額保険料	9万9120円	9万8310円	810円
付加保険料	2400円	2380円	20円
4分の3納付(4分の1免除)	7万4340円	7万3740円	600円
半額納付(半額免除)	4万9560円	4万9160円	400円
4分の1納付(4分の3免除)	2万4780円	2万4580円	200円

下半期分の保険料の前納方法

「領収(納付受託)済通知書」の領収日付欄に「下期」と表示のある納付書で、最寄りの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。

※前納用の納付書がないときは、年金事務所にご連絡ください。

☎天王寺年金事務所【☎06(6772)7531】



国民健康保険

新しい国民健康保険被保険者証を送付

現在使用されている被保険者証は、10月31日(火)で有効期限が切れますので、新しい被保険者証(カード)を10月中旬に簡易書留で郵送します。

●被保険者証を受け取ることができなかつたら

郵便物の転送を郵便局へ依頼しているなどの理由で、被保険者証を受け取ることができなかつた人は、11月1日(水)以降に、次の方法でお受け取りください。

- ・住所地への再度の郵送は、保険年金課へお問い合わせください。
- ・窓口での交付は、運転免許証やマイナンバーカードなどの公的機関発行の顔写真付き身分証明書と印鑑(認め印可)を持って、保険年金課へお越しください。

《有効期限が短縮される人》

- 75歳になる人(昭和23年11月2日～24年10月31日生まれ)の有効期限は誕生日の前日まで
- ※これは、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行するためです。同制度の被保険者証は、誕生日の前月中に郵送します。

☎保険年金課(内線552)



介護保険

介護保険料の納付が10月より特別徴収に変わる人

現在、普通徴収で保険料を納めている人のうち今年4月1日時点で65歳になった人で、特別徴収(年金からの天引き)の対象となる公的年金(老齢年金や退職年金など)を年間18万円以上受給している人、今年4月1日までに本市へ転入した

人で年金保険者(年金事務所、共済組合など)に住所変更の手続きを完了している人、または昨年度中に保険料額更正などで特別徴収から普通徴収に変更となった人は原則、介護保険料の支払い方法が10月から特別徴収に変わります。

ただし、すでに納付書をお持ちの場合は、上記にかかわらず来年3月まで普通徴収で納めてください。

☎高齢介護課(内線175、176)

65歳になる人に介護保険被保険者証を送付

介護保険制度では、65歳(誕生日の前日)になると第1号被保険者となります。本市では、第1号被保険者になる月の初旬に介護保険被保険者証を送付しています。要介護認定の申請の際に必要となりますので大切に保管してください。

☎高齢介護課(内線175、176)



福祉

赤い羽根共同募金運動

10月1日(日)より、赤い羽根共同募金運動が始まります。

同募金は地域の皆さんからの寄付金を、その地域の福祉のために使う「自分のまちを良くするしくみ」です。

ぜひ、ご協力をお願いします。

📅10月1日(日)～12月31日(日)

目標額 397万円

※右図からも募金可能です。



●歳末たすけあい運動助成団体を募集

地域において誰もが自分らしく暮らせるまちづくりの一環として、年末年始に行われる地域住民間の交流事業へ助成します。

詳しくは、お問い合わせください。
☎かがりの郷内富田林地区募金会事務局【☎(20)6070】